

三重県建設工事執行要領第4条
に関する協議について
(県土整備部)

平成12年3月13日

各県民局建設部長 様

各県民局下水道部長 様

県 土 整 備 部 長

三重県建設工事執行要領第4条（施行箇所等の変更） に関する協議について

このことについて下記のとおり協議を行うこととしましたので、平成12年4月1日以降、施行箇所等を変更する場合は協議をお願いします。

記

1. 協議対象

- ・ 下記の軽微な変更以外は執行前に協議をしなければならない。
- ・ 軽微な変更については精算調書の提出をもって協議に代える。

〔軽微な変更〕

枠付け済みの箇所間におけるやむを得ない理由による流用で、流用額が流用先の事業費の3割(流用先の事業費の3割に相当する金額が1000万円以下であるときは1000万円)以内の変更。

〔注意事項〕

枠付けのない箇所への流用は、軽微な変更に含まない。

調査費の流用も協議対象とする。

2. 協議方法

- ・ 別紙協議書及び参考資料により、地域機関の部長から事業主管課長に協議する。

3. その他

- ・ 平成11年4月22日付け監第25号『県単公共事業施行箇所等の変更手続きについて』は平成12年3月31日をもって廃止する。

事務担当 監理課企画グループ

電話 059 - 224 - 2762

年度県単事業 施行箇所枠付工事費 変更協議書

担当課名	課	承認年月日	平成	年	月	日	グループ名	グループ	担当者	
建設部名	建設部	協議年月日	平成	年	月	日	グループ名	グループ	担当者	

事業費単位 千円

科目(予算目 事業目)	事業名	地区又は 箇所名	施行場所		枠付事業費	変更事業費	新規 箇所	増加 率	変 更 理 由
			市町村名	町大字					
		川			50,000	30,000			
		川			20,000	35,000		75%	
		× × 川			0	5,000			